

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月26日（令和2年（行個）諮問第172号）

答申日：令和3年6月10日（令和3年度（行個）答申第31号）

事件名：特定公共職業安定所が保管している本人が雇用保険の被保険者となったことの確認請求に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人から特定公共職業安定所A及びBへ相談した件に関し、令和2年特定日に提出したハローワークAが保管している雇用保険の被保険者となったことの確認請求に係る関係書類一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月15日付け長野労働局個開第23号により長野労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

本件開示請求については、特定簡易裁判所（令和2年特定事件番号）の裁判における主張立証において最低限必要であるため、審査請求を行う。開示決定された文書には黒塗りが多いため、更なる開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月19日付け（同月24日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年7月20日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一

部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、具体的には、別表の1欄及び注1に掲げる文書1ないし文書3の各文書に記録された保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、特定の事業所の職員の氏名等の情報については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が特定事業所から聴取した確認請求に係る離職票の発行の経緯及びそれに関する参考情報の記載については、仮にこれが開示されれば、確認請求に係る離職票の発行に関し当該事務所が率直な主張を行いくくなることにより、離職票発行に関する正確かつ詳細な情報を収集することが阻害され、安定所から事業所に対する適切な指導が困難となるなど、雇用保険に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、離職者に対して不利益が生じるおそれがある。このため、当該情報は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書3②イ、③、⑤イ、⑥イ、⑦イ、⑧イ及び⑨については、法14条各号に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和2年10月26日 諮問の受理

- | | |
|-------------|-------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年11月6日 | 審議 |
| ④ 令和3年5月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めるところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番1ないし通番5は、特定安定所Bの担当官が作成した、特定事業所及びその事務委託先担当者との電話連絡内容の記載の一部である。当該部分には、審査請求人以外の特定の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

当該部分は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり新たに開示するとしている部分から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、職業安定行政機関が行う雇用保険に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

通番1ないし通番5は、特定安定所Bの担当官が作成した、特定事業所及びその事務委託先担当者との電話連絡内容のうち、審査請求人の離職票の発行に係る特定事業所側の主張又は説明をめぐるやり取りが記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくなるなどにより、労働者の離職時の状況に係る事業者からの情報の収集が阻害され、また、職業安定行政機関が行う雇用保険に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めら

れる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち新たに開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性等	通番		
文書3 特定公共職業安定所Aを通じて行った「確認請求」について	11	①	—	—	—	
	12	②ア	12行目23文字目ないし30文字目、13行目、14行目、17行目8文字目ないし19文字目、18行目ないし21行目	2号、7号 柱書き	1	13行目、14行目1文字目ないし7文字目、12文字目、13文字目、20文字目ないし最終文字、18行目ないし20行目30文字目
		②イ	3行目、4行目、15行目、16行目、22行目ないし24行目	新たに開示	—	—
	13	③	全て	新たに開示	—	—
	14	④	—	—	—	—
	15	⑤ア	2行目、14行目1文字目ないし12文字目、15行目ないし17行目	2号、7号 柱書き	2	2行目7文字目ないし最終文字、15行目、16行目
		⑤イ	3行目、20行目ないし28行目	新たに開示	—	—
	16	⑥ア	6行目21文字目ないし31文字目、7行目ないし17行目	2号、7号 柱書き	3	10行目、11行目、13行目1文字目ないし27文字目
		⑥イ	2行目6文字目ないし10文字目、3行目、6行目18文字目ないし20文字目、32文字目ないし最終文字、20行目ないし23行目	新たに開示	—	—
	17	⑦ア	26行目、27行目	2号、7号 柱書き	4	26行目1文字目ないし23文字目、26文字目ないし27行目
		⑦イ	1行目ないし25行目	新たに開示	—	—

	1 8	⑧ア 4行目22文字目 ないし24文字目, 6行 目ないし11行目, 14 行目ないし18行目	2号, 7号 柱書き	5	6行目, 7行目, 9行 目15文字目ないし1 0行目20文字目, 1 1行目11文字目ない し最終文字, 14行目 ないし16行目7文字 目, 13文字目ないし 18行目
		⑧イ 1行目ないし3行 目, 4行目6文字目ない し11文字目, 5行目3 0文字目ないし最終文 字, 12行目, 13行 目, 19行目ないし23 行目, 25行目5文字目 ないし30行目	新たに開示	—	—
		1 9	⑨ 全て	新たに開示	—

(注)

- 1 文書1「雇用保険の被保険者となったこと(被保険者でなくなったこと)の確認請求(聴取)書及びその添付資料」及び文書2「雇用保険の被保険者となったこと(被保険者でなくなったこと)の確認請求について(依頼)」は、原処分において全て開示されているため、記載を省略した。
- 2 該当箇所の誤記を当審査会事務局において訂正した。